

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第112号 2026年4月

HEADLINE

本号では、2026年2月20日（金）に開催されました 2026 年第1回アジアビジネスローフォーラム研究会特別講演「国際刑事裁判所とその使命」 についての議事録をお届けします。日本ローエイシア友好協会、公益社団法人商事法務研究会及び当財団による共催のもと、アジアビジネスローフォーラム（ABLF）が主催したものです。Zoom を利用したウェブ会議方式にて開催されました。

（目次）

特別講演「国際刑事裁判所（ICC）とその使命」 2
国際刑事裁判所長 赤根 智子

質疑応答 14

司会： ABLF 副代表・TMI 総合法律事務所・弁護士 酒井 邦彦

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・国際刑事裁判所（ICC）とその使命（赤根氏）

（司会） 皆さん、こんにちは。アジアビジネスローフォーラム研究会を開催させていただきます。私は司会を務めます弁護士の酒井邦彦と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、国際刑事裁判所長の赤根智子さんの「国際刑事裁判所とその使命」と題する特別講演を行います。私がこの企画を赤根さんに提案したところご快諾をいただいて、本日は ABLF の講演で過去最多の 300 名近い方々の参加をいただいております。これだけ多くの

方が「法の支配」や正義に関心を持っていただいていることで、赤根所長共々、私もとても心強く思っております。私は長く赤根さんと一緒に仕事をさせていただきましたが、赤根さんはともしなやかな方で、また、そうであるからこそ、台風のような現在の国際情勢にあって、「法の支配」の最後の砦として、強風の中を折れることなく前進できているのだと思います。

それでは、赤根さんの講演を始めたいと思います。赤根さん、よろしくお願いいたします。

特別講演「国際刑事裁判所とその使命」

赤根 智子（国際刑事裁判所長）

<スライド1>

こんばんは。私は国際刑事裁判所の所長をしております赤根智子と申します。今日は、国際刑事裁判所、英語の略称で ICC といいますけれども、国際刑事裁判所の話させていただきます。今日司会をしていただく酒井邦彦さんは私の検察官時代の上司ですけれども、検察庁にいた時ではなく、私が国連アジア極東犯罪防止研修所の次長、そして、その後、所長をしていた時代の直属の上司として、検察庁での仕事ではなく国際協力の仕事などをご指導を受けました。厳しくも温かいご指導で、これが今に生きていると私は思っております。

その頃、酒井所長から、緒方貞子さんの本、たしか『共に生きるということ』だったと思うのですが、緒方貞子さんといえば、国連難民高等弁務官とか JICA の理事長をされた方で、誰もが名前を知っている方ですが、酒井さんから「緒方さんみたいに国際的な仕事をしたらいんじゃないの」という話までいただいたのですが、私は英語は上手ではないし、そんなに広い視野や先を見越して行動するような洞察力もないということは自覚していますので、「世界という大きな舞台で行動するようなことなんて無理」というふうに思っていました。

それがこんなことになってしまいまして、ちょっと自分でも不思議な気がしていますが、一つだけ思い当たる節といえば、自分から思いついて何か新しいことをやるというタイプではないのですが、何かきっかけがあって「やってみないか」と言われた場合に、ちょっと自分ではしんどいなと思ってしまっても、あれこれ考えるよりはまずやってみようという好奇心のほうが勝ってしまうタイプでして、断るよりは「やってみましょう」となってしまうところでしょうか。ICC の裁判官として働くことになったのも、当時の上司

から「やってみないか」と言われたときに、いわば怖いもの見たさといいますか、「どんな世界が広がっているのかな」と思って「やってみます」という返事をしてしまったことから始まりました。

今日はどこまで話せるかわかりませんが、大まかな話をした後で、皆さんからの質問の中でできるだけ中身を深めていきたいと思っています。

<スライド2>

今日の話題はこのようにしております。

<スライド3>

これは、ICCの短い歴史と、私のICCとの関わりです。日本は拠出金分担割合で第1位であります。裁判官も私で3人目なので、貢献度は高いのですけれども、職員の数などを考えますと、これまでの貢献はまだまだ足りないなと思っています。私がICC裁判官になったのが2018年3月ですが、それから今まで、自分が想像もできなかったこと、以前には信じられなかったことばかりが起きているというのが現状です。

<スライド4>

これがまず1つ目ですが、米国による経済制裁です。ここにあるのは第二次トランプ政権による制裁ですけれども、実は第一次トランプ政権の時も制裁がありまして、その時もICCはちょっと困ったのですが、その時は第一次トランプ政権の最後のほうだったので、すぐに制裁が終わってしまったのですね。今回はトランプ政権の第二次が始まってすぐからの制裁ですので、まだあと3年ぐらいは継続する可能性があるという意味で全然違ってあります。また、内容も全然違ってあります。

今回の制裁のきっかけはパレスチナのガザです。ガザにおける戦争犯罪等の疑いで、ICCの検察官が予審部裁判官にネタニヤフ首相らに対する逮捕状を請求したということが発端になります。2025年2月6日にトランプ大統領が新たな大統領令を出しました。これは、ネタニヤフ首相らに逮捕状請求があった後、だいぶたってからですけれども、その頃には予審部の裁判官による逮捕状発付もなされていました。

この大統領令というのは、いわゆる Executive Order 14203 というもので、Imposing Sanctions on the International Criminal Court という題の大統領令です。これにトランプ大統領が署名をしまして、ICCに対する経済制裁発動の法的根拠としました。具体的な制裁は、その大統領令の Annex に制裁対象の人あるいは団体の名前を追加していくのみ

で発動します。ちなみに、この大統領令は、アメリカ連邦憲法による大統領への権限付与に基づきまして、国際緊急経済権限法（IEEPA）あるいは国家緊急事態法（NEA）というものがありますが、それを根拠とするもので、あくまでも米国の危機的な状況下における大統領権限を使ったものです。よくある例としては、国際的な薬物密輸組織、これは大規模な組織ですね。それから、国際的なテロリスト。そして、そうした犯罪を支援しあるいは支配している国に対してなされるもの。ですから、その正当化根拠としては、あくまでも米国の経済や安全に対する緊急事態に対処するものです。

<スライド5>

現在の制裁の状況です。検察官や裁判官らが Annex に順次追加されまして、現在では11名が制裁対象になっています。私は予審ではパレスチナ案件を扱いませんでしたが、その後上訴審に移った後、イスラエルからの上訴を受けて、現在もその上訴審手続が行われているのですけれども、私は上訴審にいますので、パレスチナの関係におきましては裁判長として事案に関わっています。上訴審は5名の裁判官で構成されていますが、私以外の4名の上訴審裁判官は既にこの11名の中に入っていて、制裁対象となっています。なお、私もその制裁対象にいつなるかわからないという状況にあります。

スライドの一番下にしたがって、制裁を受けた裁判官は個人的に大きな経済的プラスアルファの影響を受けています。経済制裁というと、単に米国国内にある資産の凍結とか米国への渡航制限というふうに考えている方が多いのですが、実は、広くは知られていませんが、極めて重大な影響があります。これは、例えばオランダにある銀行口座が凍結されてしまったり、それから、アメリカとは関係がない資金の移動などもできなくなったりということも含まれます。クレジットカードなどは全て停止。インターネットショッピング、例えば日本でいうといろいろなショッピングがあると思うのですが、それらもできなくなってしまうということです。これはいわば、国内法でありながらほかの国の企業の経済的自由を侵す、ある意味では他の国の主権に対する重大な侵害なのではないかと私は考えております。

<スライド6>

次はロシアの関係ですね。私がロシアから逮捕状を出されたのは2023年7月末です。日本のマスコミでも大々的に報道されましたので、ご存じの方も多いかと思います。その後どうなったかですが、今は合計9名の裁判官等にこれが広がっています。しかも、ロシアのモスクワ第一裁判所（第一審裁判所）で、欠席裁判により、これら私も含めた9名に有

罪判決が出たとロシア側から一方的に発表されています。有罪の容疑となっているのは、ロシア人を、これはプーチン大統領などを指すと思いますが、無実の人とわかっていて訴追した罪、それから、国際的に安全が保護されている者をあえて訴追した罪などといわれていますが、判決書も何も公開されていませんので、我々にはそれ以上のことはわかりません。

米国からの制裁にしてもロシアからの刑事罰にしても、単にローマ規程に従い職務を遂行したにすぎない裁判官等に対する脅しでありまして、それは裁判官や裁判所の独立や中立性を脅かすものです。「法の支配」に対する、力によるあからさまな圧力だと考えています。

<スライド7>

「さて、2026年は…」ということなのですが、ここに書いたように、まさに ICC は裁判所始まって以来の存立の危機を迎えています。

アメリカは公の場でも ICC に対する制裁をエスカレートさせる可能性を公言しています。つまり、最終的には ICC そのものに対する制裁をするのだということをあえて公言しています。その可能性は極めて高いと私は考えています。根拠までは言えませんが、最終的には本年（2026年）中に ICC そのものを制裁対象にするのでないかというふうに思っています。

ロシアは判決をもって、関係の深い国々に我々を逮捕して引き渡すよう動くと思います。我々にとっては行けない国がますます増えています。例を出すと、ベトナムやラオスなどは、私が法務総合研究所あるいはアジ研にいた時に法整備支援などで訪問した、我々の仲間もいる国なのですけれども、そういう国にも行けない状態になっています。

しかも、今の世界情勢は、ICC のような小さな国際機関、裁判所ですけれども、それを省みている余裕などはない状態になりつつあるのではないかと懸念です。つい最近ですけれども、2月12日から15日まで、世界的にも有名なミュンヘン安全保障会議に行ってきました。今回は、ドイツの首相はもちろんのこと、フランス大統領、イギリス首相など、世界の首脳、ウクライナのゼレンスキー大統領も来ていましたし、アメリカのルビオ国務長官など、多くの外務大臣、防衛大臣級の人々、あるいは、NATO のルッテ代表、EU のカラス外相なども出席して、世界の安全保障に関する主張や議論を展開していました。日本からも茂木外務大臣と小泉防衛大臣が出席していました。そんな会議なのですけれども、私はもちろんそうした議論には加わりませんが、こうした首脳級の発言の中で何が問題とされているのかを知るとともに、ICC の締約国の中で主要な役割を果たす人たちとバ

イ会談（一対一の会談）をして、ICC を支持してもらい擁護してもらうことを目指すという方向で出席してきました。

詳細を申し上げる時間ありませんけれども、世界の大勢は、「国連など世界の多国間協調によって平和を維持し、『法の支配』をもって物事を解決するということは既に過去の遺物となってしまった。あるいは、既に『力の支配』が著しく優勢になってしまった」と見ているのです。他方で、ではこれからどうするのかという点では、「それとは違う別のメカニズム、自国中心主義、あるいは、地域を中心として、ある意味アメリカとは少し距離を置いて、ブロックごとに問題を解決し、ほかのブロックとの間での対決と融和というのを図りながら世界の安定を図っていく。そこで新しい世界秩序を作っていく。それによって、ある意味での平和を目指すのだ」という意見がある一方で、「今まで作り上げてきた多国間協調主義あるいは『法の支配』には、改善すべき点はあるが、一気にそれを壊してしまうのではなくて、今までの枠組みを用いてそれを改善していく方向に進むべきだ」という意見もありました。

そうした議論はもちろん欧米が中心でした。アジア、中東、あるいはアフリカの国々の中には、会議に参加している国もちらほらありましたし、中国も王毅外相をはじめとする多数のデリゲーションを送ってきていました。しかし、全体としてアジア、アフリカ、中東などの影は薄く、ヨーロッパにおける報道にはほとんど現れませんでした。

グリーンランドの一件、NATO におけるアメリカの地位や貢献度、ウクライナ問題などが主たる話題でした。しかし、そうした首脳たちあるいは外務大臣級の人たちのディスカッションあるいはステートメントとは別に、私がバイ会談で話した ICC メンバー国の外相などは、口をそろえて、「こうした地政学的論理の勝る情勢を認めてはいるものの、極めて憂慮すべきである。だからこそ、中立で独立した裁判所による犯罪者に対するアカウントビリティの追求、つまり、国際法に違反した犯罪者を法のもとで裁き続けること。その際には、政治に左右されない存在・裁判所であり続けること。それに対して支持する、あるいは支援を続ける」と言っていました。具体的な支援策を提示してくれる締約国もありました。私もそのために頑張っています。ICC が今の危機を乗り越えるため、全てのことをしようと思っています。

このスライドの一番下に書いたように、ICC はいまや、真の意味での法の番人、「法の支配」の最後の砦になりつつあるからです。しかし、負けずに前進するには、世界中の人々の支持・支援が必要不可欠と思っています。今日もそう思ってこのウェビナーに臨んでいます。

<スライド 8>

次は、ICC の概要についてざっとお話しします。

<スライド 9>

ICC の現在ですけれども、ローマ規程の締約国は 125 か国、アジア・太平洋地域は 19 か国で、西はヨルダン、東は太平洋の島嶼国、フィジーなどです。オーストラリアやニュージーランドは「西欧その他」地域のグループに入っているため、アジア・太平洋地域には分類させていません。

<スライド 10>

これは国際司法裁判所と国際刑事裁判所の違いです。いまだによく間違えられますが、どちらもハーグにあります。私がいるのは右側にある国際刑事裁判所です。

<スライド 11>

これは「ICC って何？」ということですが、一目でだいたいの感覚をつかんでもらうための図解のようなものです。一番強調したいのは、ICC は刑事裁判所であるということです。また、扱うのは、人道に対する罪、ジェノサイド、戦争犯罪、侵略犯罪の 4 つのカテゴリーに入るもののみです。日本にはないカテゴリーです。「core crime」あるいは「中核犯罪」と訳されるものです。

<スライド 12>

次は、4 つの管轄犯罪が起きたとき、ICC の管轄は誰に及ぶのかということですが、簡単に言うと、締約国の範囲内で起きた犯罪、あるいは締約国の人間が犯した犯罪、全て管轄犯罪に限りませんが、それから、安保理の付託があった事態の中の管轄犯罪、そして、管轄権の受託がなされた国の領域内での管轄犯罪、それらの範囲内で、その犯罪を犯した人に及ぶということです。国に管轄権が及ぶわけではありません。

<スライド 13>

これは ICC の機関ということで図解をしています。私がいるのは裁判所の所長会議と裁判部門ということで、裁判部門には 18 名の裁判官がいて、それを支える職員がいます。検察局は ICC の中の一つの機関ではありますが、裁判所長会議からも裁判部門からも独立した機関となっています。

<スライド 14>

これは現在いる裁判官の写真です。私が所長に選任された直後の写真だと思います。

<スライド 15>

「ICCの裁判官とは」と書いてありますが、締約国会議での選挙によって選ばれます。任期が9年。3年ごと、6名ずつ改選。再任なしです。

<スライド 16>

現在の裁判官の内訳ですけれども、アジアからは3名。日本、韓国、そしてモンゴル。女性は11名。こう見ていただくと、非常にダイバーシティ、多彩、年齢的にも40代前半から70代半ばというか後半というか、そういう方までいらっしゃるということですね。

<スライド 17>

これは、裁判所長会議、つまり、簡単に言うと所長と副所長2人です。私の左側にいるのがイタリア人、私の右側にいるのがベナンというアフリカの人です。やることは司法行政であります。裁判官なので、裁判官の仕事も引き続き行うということです。

<スライド 18>

現在の事件数等ですけれども、4つのいわゆる中核犯罪によるもののみを挙げています。こう見ると、出来てから20年もたっているのに非常に少ないと思われる方が多いかなと思います。ただ、非常に複雑な事件ですので、事件の進行も、また、逮捕までの過程もいろいろありまして、大変なのです。そのほかに、いわゆる司法妨害事件というのがあります。1件5名が有罪判決を受けて確定した事件があります。

現在進行中の事件としては、上訴審に係っている事件が2件、第一審係属中が1件、そして、予審係属中が2件ということになっています。

<スライド 19>

これは元被告人の例でして、有罪、無罪、いろいろの結果になっていますが、私は上段の真ん中にある「マリ武装組織警察幹部」と書かれている人の裁判を担当しました。

<スライド 20>

次は、今第一審とか控訴審に係っている現在進行中の事件ですが、これらは私が裁判官になってからの事件でして、全て予審で関わっています。

<スライド 21>

これは予審係属中の被疑者です。予審なので、まだ公判に進むかどうか決められていない状態です。この中で、フィリピンの前大統領ドゥテルテ氏に関しましては、来週の 23 日から予審のヒアリングを、公開でやりますが、4 日間ほどやる予定になっています。興味のある人は、これは Web から 30 分遅れで見られますので、ぜひご覧になってください。

<スライド 22>

これは、逮捕状は出ているけれども逮捕はされていないという人たちの例です。現在の Web で確認すると 32 名となっています。ただ、その 32 名というのは公開されている分です。実は公開されていない人たちもいます。

<スライド 23>

「ICC の手続など」ということで若干説明します。

<スライド 24>

日本の場合とちょっと違うのは、まず予備的審査 (Preliminary Examination) というものがあるということ。それから、予審という手続があるということ。この予審の手続は、日本の戦前にあった予審とは違いますが、予審に当たる裁判官は通常の裁判官なのですが、捜査に対する権限はありません。日本でいう検察官と令状裁判官を足して 2 で割ったような立場でして、対審構造をとる手続ではありますが、捜査の一環ではなく、既に対審構造における司法手続ということになります。

<スライド 25>

捜査に関して若干補足します。捜査は検察局が主としてやっていますが、予審裁判部もたまたま捜査段階における証人尋問等に関わることがあります。予審裁判部は逮捕状の請求がなされてから関わることが多いです。逮捕状発付の理由としては、嫌疑性、必要性ということになっています。これらは事実上ほぼ日本の場合と変わらないというふうに考えています。

<スライド 26>

予審に関しては対審構造で行われるので、弁護人の役割も非常に重要です。中身は、犯罪事実の確認手続といいまして、確認がなされて初めて charge（訴因）が決まるということになります。そして、公判に進むだけの十分な証拠があるかどうかという、ゲートキーパーというか、そういう役割もする手続になっています。これは、国際刑事法廷で初めて予審裁判部というものが創設されたという点で、非常にユニークな手続となっています。世界のどこにもない手続ということで、なかなかわかりにくいものです。質問があればまた後で説明します。

<スライド 27>

予審手続の概要ですが、被疑者の初回出頭から始まるのですけれども、最終的に予審裁判部が犯罪事実を確認して、その人を第一審に送るまでの手続です。平均して1年ぐらいかかります。この間、検察側から証拠開示というのも弁護側になされますし、弁護側からも検察側に証拠開示がなされますし、被害者参加とか、あるいは証人保護の手続などもなされるので、非常に複雑になっています。そして、先ほど「ドゥテルテ氏の予審のヒアリングがある」と言いましたが、それは下から2番目にある予審審理期日というものです。そこからだいたい60日から70日で、犯罪事実確認決定、あるいは、犯罪事実を確認しないという決定が出ます。

<スライド 28>

第一審手続の概要です。これは、実はそこまで日本の手続と違うものがあるというわけではないですが、全体としては、やはり証拠開示などの期間が長い。そして、公判前の整理などもありますので、非常に長くかかってしまいます。だいたい、終わるまで3~4年かかるということですね。

<スライド 29>

判決、量刑の関係です。これも条文に書いてあるのですけれども、終身刑または30年以下の有期禁固刑でありまして、現在までで一番重い判決は30年の有期禁固刑でした。犯罪が複数の場合、犯罪毎に刑を量定して、そのうち最も重いものを刑の下限とした範囲で決定します。ですから、日本のように併合罪とかいったものはないのですね。ですから、はっきりした基準がなく、かなりばらつきがあるという状態で推移しています。

<スライド 30>

ここからまた少し違う話をするのですが、ICC は現在常設の国際的な刑事裁判所としては唯一のもので、事実と証拠に基づいて、管轄犯罪を裁くのは司法作用です。しかし、今、ロシアとかアメリカからの脅威というものにさらされています。本来は、いかなる国家からも、あるいは他の関係者からも、外部的な圧力から独立してその使命を果たすべきであります。

長年、国内外で「法の支配」を標榜してきた日本です。そこに生まれ育って、それが当たり前になっている日本人。ある意味では目を覚ます時ではないかというふうに思っています。私も実は、ロシアのウクライナ侵攻まではあまり深く考えていませんでした。しかし、「法の支配」というのは意外にもろく崩れ去るものだと今を今体感しています。「法の支配」というものはどうやって守っていったらよいのか、日々悩むところです。

しかし私は、「法の支配」はいろんな解釈があると思うのですが、お題目ではなくて、司法の実践によって築いていくもの。国民や、それを信奉する世界的な市民の支えがなくては脆弱なもので、時の権力者に簡単に押し潰されてしまうようなものかもしれない。これは国内の司法の場合も同じかもしれない。対岸の火事ではないかもしれない。そういうようなことをいろいろ今思っているところです。

そうしたとき、日本は、あるいは日本人はどうすべきなのか。これはいろいろな考え方があると思いますが、例えば、アメリカやロシアに対して日本政府から大きな声を出すべきではないかという考え方もあります。私は、日本的な対処の仕方というのがあるのではないかと思っています。どこかの国に対峙したり直接的な反対を唱えなくても、日本ができる「法の支配」の強化というものに取り組むべきだと思います。

一つは、最初のほうに言いましたけれども、日本の刑事法にはいわゆる core crime の規定がありません。例えば、戦争犯罪については統一的な法体系がありません。国内法整備がありません。また、ジェノサイド条約にも加盟していません。ですから、ジェノサイド罪というものもありません。また、人道に対する罪というものもないのです。ローマ規程というのは、ICC だけが世界の「法の支配」を守るといふような構造として出来上がってはいません。ICC に加入する国々が、それぞれの国でいわゆるアカウントビリティを追求して、国内的にそれを支えるのが第一。それができないとき、それをしない国があるとき、最後の砦として ICC が出ていくという考え方なのですね。ですから、日本は今こそ、国内法の整備とか、あるいはジェノサイド条約への加盟をすべき時だと思います。これらはどこの国に対しても敵対するものでもないし、また、戦争を賛美するものでもない。むしろ、「そういうもの（例えば戦争犯罪など）があったときでも私たちは法の力でそれに対処す

ることにより、ちゃんと世界に貢献できるんだよ」ということを示す、それを防止する役割を担っている方法だと思うのですね。それを整備する時ではないかというふうに私は思っています。

<スライド 32~34>

これは朝日新聞の2026年1月22日にオンラインで載ったものなのですが、「まどろっこしくても法による正義を 逆風下の ICC、赤根所長の訴え」と題されて載ったものです。基本的にはインタビュー記事になっています。世界情勢の中で翻弄される ICC ですが、お時間があれば読んでいただきたい。むしろ私たちは、まどろっこしくても法による正義、ゆっくりですけれども、誰もが納得できる結論を出す裁判所、つまり、例えばベネズエラの問題などもニュースで報道されましたが、「米国による正義の実現」と言う人もいますけれども、インスタントな正義は本当の正義ではないと私は思っていますので、そういう意味で、ICC を理解してほしいと思ってインタビューを受けたものです。ですから、真意をわかってくれる人たちが次の時代を担ってくれるということを期待しています。

<スライド 31>

ここからまた少し話をしたいのですが、昨年（2025年）12月の ICC のいわゆる締約国会議の冒頭、私は ICC の所長として年次報告をしました。その際に ICC 存続のための強い意思を表明しましたが、最後のほうで、私の執務室に掲げてある掛け軸に、老子の言葉で「大象無形」と書いてあることについて触れました。そこをもう一度読んでみます。

In my office at the Court, I have a piece of calligraphy with the words of Laozi, a Chinese philosopher from the 6th century BC, which roughly translates to “a grand image does not have form”. It means that grand things do not have a shape which our eyes are able to see. We humans tend to focus on things that are immediately before us and, in doing so, we neglect looking at the bigger picture or matters that are of fundamental significance. I respectfully invite all of you to look at the grand image that underpin our work: the cause of humanity and justice, which has no boundaries. They are universal.

Now more than ever, we must turn our eyes to the unseeable suffering of countless innocent civilians. We must redouble efforts to defend human dignity.

この後に私は、多くの国やそれらの国の国民に、団結と正義の実現について ICC と協力してくれるように訴えました。

しかし、私がここでは口に出さなかったこと、本当は言いたかったこと、つまり、この老子の言葉、「大象無形」に託したものは、日本の政府や国民に対しての思いです。戦後日本は「法の支配」をその内外で標榜し、アメリカはもちろんのこと、アジア・太平洋諸国を中心に友好・協力関係を築いて、信頼を得てきました。それが今の日本を世界でも有数の信頼できる国という地位に引き上げたのではないかと考えています。今の ICC の危機に際しても、ICC を守るため、日本政府は様々な具体的かつ直接的な支援をしてくれています。日本の人々も、私の心身の健康と安全について心配をしてくれています。それももちろんありがたいです。しかし、2 回の世界大戦を経て、冷戦終結の際に奇跡的ともいえる状態で誕生した ICC の価値、重要性を再認識した上で、少なくとも 100 年先を見据えて、目に見えないかもしれない、もっと大きいものに目を向けてほしい。それが私の願いでした。

しかし、そのために踏むべきステップというものがあるはずです。ICC とより協力していくためにも、地域の安定のためにも、今日お話しした中核犯罪 (core crime) といわれる戦争犯罪などを国内法化する。また、ICC の地域的な事務所、これは新聞などでも何回か出てきていますが、それを日本に置いて、ICC の価値を日本や日本周辺の国々に広めていく。そうしたことを日本は率先してやるべきだと思っていますし、そういう方向に向いてほしいと思っています。それはそんなに簡単なことでないことはわかっていますが、夢物語ではない現実の、かつ、日本にできる国際貢献でもあり、また、どこの国にも敵対するものではない、日本らしい貢献の仕方であると思っています。これは日本の将来のためでもあるというふうに思います。やるとすれば、言葉は古いかもしれませんが、「今でしょ」というふうに私は思っています。

それこそが、私が老子の言葉に託した思いでした。若い人たちにも、そうした思い、そして大志を抱いて、日本の将来、そして ICC の発展を担ってほしいと思います。

ちなみに、既にそういう動きはないわけではありません。2026 年 1 月 12 日の読売新聞の紙面に「ICC を支援 アジア拠点」というふうに題した記事が載りました。これは、日韓などの 10 大学が協力して、アカデミアの側から ICC に協力しようとするものです。日本の慶應大学が全大学のハブとなっていて、理論的な立場から ICC を支えていこうというものです。これは既に動き出していて、今年もいくつかの企画をしていく予定です。ICC も、今のところ、多少なりとも資金的な支援ができるというふうに踏んでいます。

それからもう一つは、私が法科大学院派遣時に教えた教え子たちが全国に散らばっているのですけれども、その人たちが、主として弁護士の方々ですが、Japan International

Rule of Law network という任意団体を立ち上げて、さらに若い人たちに、例えば戦争犯罪の模擬裁判などを通じて、ICC をもっとよく知ってもらおうというような企画を進めています。いろんな方向から ICC の考え方、理念、そして実践を広げようとしてくれています。私はそれは非常に大きなことだというふうに感じていますし、できることは私も手伝っていききたいなと思っています。

あまりにも早く終わりすぎてしまったかもしれませんが、あとはご質問に答えたいと思います。たいへんありがとうございました。

(司会) 赤根さん、どうもありがとうございました。非常に危機意識と、大象無形ではありませんが、「法の支配」の大切さということが、単に言葉だけではなくて、胸に迫ってくるようなご講演だったと思います。

質疑応答

(司会) これから質問に入りますが、実は、事前の打合せの時も、今回 300 人近い方が参加されていますが、多くの学生の方、それから法律家、それから企業の方、政府の方、アカデミアの方と、いろいろな方に参加いただいているものですから、赤根さんもどこをターゲットにお話をしたらよいのだろうかということをご悩んでおられて、そこは個別の質問の時にそのターゲット層に向けてお話をしたらよいのではないかということになっています。

それでは、最初の質問ですが、「ロシアにおける有罪判決ですが、公判期日の呼出しはなされたのでしょうか？」という質問です。

(赤根) これは私たちに対するということですね。これは全くなされていません。ですから、私たちは、公判がなされたかどうかとか、いつ有罪判決が出たのかということはロシア側の発表で知ったということですね。

(司会) 次の質問ですが、「アメリカの経済制裁やロシアの逮捕状に対して ICC ができることはないのですか？ また、他の国際機関が救済することはできないのでしょうか？」という質問です。

(赤根) できるかできないかということに関してですが、法的にできる方法というのは

あまりないのですよね。もちろん、例えばアメリカの経済制裁が裁判官個人になされたとき、ICC としては Web で非難する声明を出したりはしていますが、具体的にそれを解除させる方法というのは法的にはないのです。なぜかという、アメリカの経済制裁は私たちとしては全く無効だというふうに判断して、これをないとして我々は自分たちの裁判の手続を進めていく。それから、ロシアの逮捕状に対して、あるいは有罪判決についても、調査とかはするにしても、それに対して何らかの法的な対処ができるというわけではないのですね。

それから、他の国際機関が救済する、「救済する」という意味がよくわからないのですが、けれども、法的に解除させることができるかということ、これもまた国際法上はなかなか難しいということになります。ですから、法的というよりは、締約国の方々にアメリカないしロシアに対していろいろ手を尽くしていただく、外交的、政治的に手を尽くしていただくということしかないですね。また、ICC は国連の機関ではないので、国連機関から直接守ってもらうということもできない状態です。

そういうこともあって、非常に厳しいということですね。

(司会) では、次の質問ですね。同じような質問で、「ICC の裁判官個人に対する指名手配など、国家権力による直接的な威圧や有形力の行使リスクが顕在化しています。このような非対称な脅威に対し、ICC は組織として、あるいは加盟国との連携において、司法の独立性と安全をいかにして実効的に担保しているのでしょうか？」。

(赤根)

これは、私たちは締約国に対して「これ以上の制裁をさせないでほしい」ということを話したり、それから、ICC の裁判官等にはいわゆる免除の規定がありますので、締約国に行った時に締約国による安全確保をお願いしたり、そういうことをしているということですね。あとは、ホスト国であるオランダとの連携を強めているということです。

(司会) 学生の方からも質問がありまして、2点おうかがいしたいということで、まず1つ目は、「私は現在法科大学院で学習していますが、学生等の若い世代にどのようなことを望まれるのか、もう少し詳細にお聞かせいただければ幸いです」ということで、まずこの1問目をお願いいたします。

(赤根) むしろ、法科大学院で学習している方にお聞きしたいですね。何をこれからやりたいのか、ですよね。

もちろん、法科大学院からいろんな道があると思うのですが、例えば弁護士、裁判官、検察官という道もあれば、研究者という道もある。あるいは、それらを経験した後、政治家になったり、国際機関への進出。様々あると思うのですね。言ってみれば、法科大学院で学習している方々の可能性は無限だと私は思っています。

ですから、その中で何をあなたはやりたいのか、それに向かって何をするのかということが大事だと思います。例えば国際機関で働きたい人は、最初から国連などに挑戦するのがよいのか、あるいは、日本で実務をしてからやったほうがよいのか、そういう具体的な質問を出していただくと私も答えやすい。私はどちらかというと、日本での実務を経験した人、日本での社会を理解した後で国際機関などに進むほうがよいのではないかとこのように思っています。最初から国際機関に行ってしまうと、日本での社会的な経験が積めないままに行ってしまうということがあるので、できれば日本での社会経験を積んでから行ったほうがよいのではないかと。それを目指すためには、まず法曹になってもらって、経験を積んでからそれぞれの目的に従ってもらったらよいというふうに思っています。

(司会) 今むしろ赤根さんから逆に問いかけてられているので、もし「自分としてこういうことをやりたいのだ」ということがありましたら、またチャットでお話いただければと思います。

2 つ目の質問は、これはなかなか答えにくい質問かもしれませんが、「赤根所長として、在任中の現在および判事ご退任後にどのような活動をしていくおつもりか、ビジョンがありましたらお聞かせいただきたいと思います」という質問です。

(赤根) 本当に難しい質問なのですが、まずは ICC をどうやって存続させていくことができるかということが第一なので、まさに自分で言うとおきながら大象無形とは違うことをやっているわけですが、でも、それというのは ICC が続かなければできないことだからという意味で、まず ICC の存続。

そして、先ほどお話ししたように、最終的には日本にいわゆる地域事務所みたいなものを作るというのが私の夢なので、今はできないかもしれないが、それに向かってあらゆる方向から努力をしていく、今基礎を作っていくということを目指しています。

ですから、辞めた後どうするかについても、もちろん弁護士登録はするかもしれないのですが、世界での「法の支配」というものを推進するための何らかのお手伝いがで

きたらなと思っています。

(司会) 次の質問は、「法的に各国家に社会的責任を果たすことを求めることは難しく、ソフトパワーで対峙するしかないということは理解できているのですが、ウクライナ、パレスチナへの侵攻が解決されないままで、ここに来て、ベネズエラへの軍事行動や ICE の対応、日本における排外主義的な高まりなどを感じると、かなり絶望し始めています。個人として何ができるのでしょうか？」という質問です。

(赤根) たしかに、個人として何もできないのではないかという無力感を抱かれる方は多いかと思います。これは事態を非常に真面目に考えているからだとは思います。ですけれども、先ほどちょっと話したように、例えば、日本の大学なども今参加する、ICC を支援するアカデミアの取組など、非常に地味ですが、アジアの地域、これはモンゴルと韓国と日本の大学などが参加して、いろんな形で、ICC の判例研究だとか法理論などを研究しながら対話して、どういうものが望ましい国際司法の在り方かということを追求していくということなのですけれども、非常に時間はかかるかもしれませんが、これらの国々にこういうものが浸透していくことというのが最終的には良い方向につながるのではないかと。あるいは、「弁護士の仲間で、若い人たちに戦争犯罪というのはどういうことかをわかってもらうための模擬裁判をしていく活動をしている」というふうに言いましたけれども、そういう形で、若い人たちが一緒になって、地道に日本の中で、「法の支配」というものがどういうものか、それが世界にどういう影響を与えるのかということ伝えていくということを第一に望みたいことですね。

(司会) この点については、やはり ICC というのは存在感は大きくて、実はプーチン大統領も ICC が怖いがゆえに赤根さんに有罪判決を出しているわけで、生物兵器等の使用をしないのも、やはり人道に対する罪ということ意識しているでしょうし、それから、逮捕状が出たということで、G20 にも出席できないとか、こっそりとモンゴルに行ったりとか、そういう国際活動しかできなくなっているということで、やはりこのソフトパワーというのは決して軽んじることはできないのだらうと思います。

それでは次の質問ですが、「本日はお忙しい中、貴重なお話ありがとうございました。今日の講演を聞いて、恥ずかしながら初めて ICC がどのような組織であるのかを知ったのですが、逮捕状が出ているにもかかわらず未逮捕である者が公開されているもので 32 名もいることに驚きました。逮捕を妨げる事情は様々あると思いますが、具体的にどのような事

情があるのかご教示いただけると幸いです」。

(赤根) これはよくある質問です。たいへん難しいのですね、逮捕するのは。なぜかという、日本国内ですと、逮捕状が発付されれば、日本の警察が国内で居所を探して、主権国家である日本の国内で自由に逮捕できるわけです。ところが、例えばアフリカのある国に被疑者がいるらしいということがわかって、その被疑者を逮捕するために ICC が出かけて行って、そこで逮捕することはできないわけです。これは主権の侵害になってしまいますので。

ですから、その国に逮捕してもらって、あるいは身柄を拘束してもらって、ICC に引き渡してもらうことが必要で、全てその国の協力が必要なのです。ですから、まず居場所を探すこと自体も大変なのですけれども、居場所がわかったとしても、その国の協力を得て引渡しを受けるというところに政治的あるいは外交的な問題がある。最初に話した「居所を探す」ということに関しても、例えばアフリカのジャングルの中で国境も越えてあちこち移動している被疑者の場合などは、どこにいるかわからないことが多いわけですね。そこが非常に大きな問題になっている人たちもたくさんいます。

ですから、もちろんプーチン大統領などはその国が引き渡してくれませんから、非締約国なので引き渡す義務もないので、そういう意味で未執行になっている人たちもいますけれども、そういう人たちばかりではないということです。

(司会) 次の質問です。「貴重なご講演ありがとうございます。2025年10月に赤根先生がウガンダに訪問されたことを ICC サイトで拝見いたしました。判決後に収監されているオングウェンをウガンダ国内では別の視点で捉える世論のようなものを訪問した際にお感じになりましたでしょうか？ 特に移行期正義との視点では、何か ICC との見方の違いがありそうならば、その違いをどのように埋めていく可能性があるのか、ご見解をうかがいたいと思います」。

(赤根) オングウェンに関しては、特に政治的な意味での反論みたいなものはありません。むしろ、武装勢力の中でのし上がって、自らひどい強姦とか人殺しをやってきた人なので、「軽すぎる」とか「もっと被害者はいるのに一部の被害者しか損害賠償の対象になっていない」という不満は聞かれます。ですけれども、これはまた法律の限界というものもありまして、いわゆる訴因の範囲内でしか被害者は救えませんので、そういう意味では法律の限界と国民の感情の違いというものは感じましたね。

(司会) 次の質問ですが、「プーチンは非締約国の元首と思いますが、そうすると、ICCの裁判権は主権免除で及ばないと考えるのが支配的ではないのでしょうか？ 逮捕状を出すよりも別の方法のほうがベターではないのか？ 例えば、調査活動という名目で話を聞くとかはいかがでしょうか？」ということです。

(赤根) これは、非締約国の元首ということと管轄権という意味と、それから免除の問題と、2つの問題があるかと思うのですけれども、まず、プーチン大統領は非締約国の人間であることは間違いないのですが、当時既にウクライナはICCの管轄権受託を認めていて、現在はICCの締約国となっています。その地域における戦争犯罪においては、誰が犯しても、その管轄権はその人に及ぶということです。

次に、元首の場合どうかということなのですが、元首であっても、ローマ規程の27条により、そのような免除は認めないというのがあるのですね。ですから、基本的には個人に対する免除は及ばない。ただ、98条という微妙な条文がありまして、例えばプーチン大統領がモンゴルに行ったときにモンゴルは引き渡す義務があるかどうかというところで、元首を引き渡す義務があるのか、あるいは、いわゆる国際法上の免除がモンゴル内で起こるために、引き渡す義務との相克が生じて、その場合は引き渡さなくてよいのだという考え方があるということは事実ですが、それらについても、ICCの裁判所としては、国際的な裁判所なので、国と国との間で慣習国際法の観点からいう免除は与えられず、ICCに対しては引き渡す法的義務はあるのだという解釈をしています。ですから、法的には免除がないというのは可能ですが引渡しを要求できるかに関しては異論はあります。

それから、調査活動という名目で呼び出すということは、そんなことでは来ないでしょうから、ほぼ無理でしょうね。

(司会) 次の質問ですが、これは先ほど「日本はどうすべきか」という赤根さんの話にも出ていましたけれども、「ジェノサイド条約に日本は当然加盟済みだと思っていたのですが、加盟していない歴史的背景、理由があるのでしょうか？」ということで、できましたら、ジェノサイド条約だけではなくて、人道に対する罪等の、日本がそういう法律を持っていないことについてコメントいただけますでしょうか。

(赤根) これは去年(2025年)の刑法学会で詳しく話したことがありまして、それが『刑法雑誌』に載る予定になっていますので、それを参照していただきたいのですけれども、

基本的には、日本の法体系とうまく合致しないということ。それから、立法をしなくてはいけないという大きなハードルがあるということ。そして、日本の刑法で処罰できる範囲でやればよいのだという考え方があるということですが、私はそれに対してはいろいろな反論をしています。

特に、例えばですが、海外で、海外の人同士が人道に対する罪の被害者・犯罪者になった場合、その犯罪者の側が日本に入ってきた場合は、日本では何らの手続もできないことになります。これは刑法も使えないということになりますので、そういうことが現在そのままにされたままでよいのかということ。

それから、戦争犯罪というのは、その中で犯される殺人というのがありますけれども、いわゆる日本の中で起きる普通の殺人との違いでいうと、規模、それから、戦争犯罪ですから、戦争という全体的な背景の中で犯される殺人という、そういうコンテクスチュアルエレメント（文脈的要素）で考えなければ全体を捉えることができない、法益を正しく捉えることができないという意味で、戦争犯罪は、なくてはならないものだというふうに思っています。

ジェノサイドなどもそうですね。そういうことを考えて、この際、体系的な立法をしたほうがよいというふうに思っています。

（司会） ジェノサイドというのは、要するにその民族を根絶やしにするという犯罪なので、それを個々の殺人とか傷害とか、そういうことで捉えると、実態とはどんどんかけ離れていってしまうという面があると思います。

次に、「私は来年度から法科大学院に進学する予定でして、将来は国際機関も考えています。一度は国内での実務を経験したほうがよいとのことでしたが、こちらは法曹三者として裁判実務の経験を積んだほうがよいということでしょうか？ 現在関心があるのは環境分野でして、立法に関わる国際機関への進路を考えると、法曹三者よりも国家公務員のほうがよいのではないかと迷っています。立法過程を多く扱う国際機関への進路には裁判実務の経験は必要なのではないでしょうか？」ということでした。

（赤根） 目指している進路がすごく明確で、そういう方は、例えば外務省などで条約を締結するとか、その担保法を考えると、そういう部署の経験をしたりとか、そういうこともよいのかなというふうに思いますが、そのためにも、例えば法曹資格を取るということはやはり重要だと思いますし、それに向けた実務、裁判官とか弁護士ではなくてもよいのですけれども、それに応じた実務を経験されてからそういう国際機関を目指したほう

がよいのかなというのが私個人の意見です。違うという方もおられると思いますが。

(司会) 環境というのも、今国連などでは「環境と人権」というくくりで議論がなされていて、ですから、人権という、人間の尊厳という面では、こういった ICC の人道に対する罪と通底するところがあるので、いろんな経験がどこかで皆つながっているのだと思います。ですから、そういった裁判実務というのも、やはり一つのツールというか、まず事実認定、事実が何であるかということ突き止めてから、そこに法を当てはめていくということですが、この作業は、何も裁判に限らず、どんな分野でも必ず行われていることなので、そのスキルは大切だと思います。

次に、「検察官として実務に携わった後、立法活動に携わりたいと考えていましたが、最近弁護士業務にも関心が出てきており、具体的にどのような道に進むかは定まっていないう状況です。今回のご講演を拝聴したことで、国際的な業務に関わる道も視野に入れてみようと考えました。貴重なご講演をありがとうございました」という、これは質問というよりはメッセージなのかもしれませんが。

(赤根) 先ほどのご質問の方ですよ。まだまだ先は長いので、いろいろ考えて将来に進まれるとよいと思いますね。

(司会) 私から一つだけ質問させていただきますが、たしか今年(2026年)の1月に、赤根さんは高市総理とも会談をしたのではないかと思います。なかなかここでは内容的に話せないことも多いかと思いますが、その後、選挙で自民党が大勝して、単独で3分の2ということになったわけですけれども、高市さんと ICC についてどんなお話をされたのでしょうか。

(赤根) そこはなかなか難しいのですが、高市総理からは、日本がずっと「法の支配」ということを標榜してきたということはしっかり言っていて、「だから、今最前線にいる ICC は、日本として非常に強く支持していくのだ」という力強いお言葉は頂きました。

(司会) それでは次の質問です。「なぜ ICC での勤務に興味を持ったのかお聞きしたいです」という質問なのですが、それに付け加えて、なぜ所長に立候補されたのかということも含めてお答えいただけたらと思います。

(赤根) これは非常に私の弱点なのですがけれども、興味を持ったというよりは、上司から言われて、それから勉強して興味を持ったという感じなのですがけれども。最初はだから無から始まったのですね。ほとんど知識がないところから始まったのですが、一つ興味を持ったのは、世界で一つだけの国際的な刑事裁判所、特に、恒久的な裁判所であると。それで、日本で長く検察官をしてきたので、その経験を生かして今度は世界で仕事をしてみたいと思ったのはありましたね。

それで、行ってみたら、一番面白いのは、世界 90 か国以上の国から人が来ていて、様々な法的知識、法律というのの一つではないのですね。ですから、日本で「これが正しい」と思っていることが、ほかの国では実はあまり正しくない。典型的なことを言うと、例えば日本では「証人尋問をする場合、主尋問側が証人テストをすることは義務だ」と刑事訴訟規則に書かれていますね。ところが、多くの国では「それはやってはいけない」と書かれている。それで、ICC の場合はどちらも書いていないのですね。裁判官はそれぞれの国から来るものですから、「やってはいけない」という人と「やるべきだ」という人がけんかになるという構図がありまして、私が公判をやったアル・ハッサンの事件では、なぜか全員「やるべきだ」という方向になって、弁護側にも検察官側にも、自分たちが主尋問をする場合には証人テストをしてよいということに決めてやりました。そういうところがすごく面白いです。

所長に立候補した理由は、ある意味、こうした危機をある程度予想していました。既にロシアのことは始まっていましたし、それから、ガザの事件も既に始まっていたので、ほかの国からの裁判官から「日本人がやるべきだ」というふうに勧められて、背中を押されて出たということです。まあ、私のもともとの真意ではありませんでした。

(司会) それでは次の質問で、「パレスチナでのジェノサイドは依然として続いています。ネタニヤフ首相などの一部に対して逮捕状を出されましたが執行されていません。より多くのイスラエル関係者に逮捕状を出すことで実効性を確保できるのではないのでしょうか？」と。今回、逮捕状が出ているのはネタニヤフ首相だけではないですよね。

(赤根) そうですね、公開されている分は 2 人ですね。ちなみに、「パレスチナでのジェノサイドは依然として続いています」となっていますが、現象面でのジェノサイドと逮捕状でのジェノサイドは大きく違いまして、ICC の場合にはまだ戦争犯罪と人道に対する罪のみでの逮捕状になっています。これからどうなるかとかいうのは状況次第ですがけれども、

今まで ICC においてジェノサイドで逮捕状を出したのはスーダンのアル＝バシール大統領に対してだけです。

あと、執行できないというのはプーチン大統領のときと同じですね。ただ、彼も非常に気にしていて、飛行機でアメリカに行く場合でもフランスの上は飛ばないとか、いろんなことをしています。

「より多くの関係者に逮捕状を出すことで実効性を確保できるのではないのでしょうか？」ということですが、これは基本的には、まず捜査は検察官の専権事項ですので、逮捕状を請求するかどうか、あるいは、どういう罪において誰を逮捕状の対象にするのかということとは検察官の専権事項で、私たちの専権事項ではないので、何とも言えないところです。それらの法的判断あるいは政治的配慮というのは検察官側でなされるべきだと思います。

(司会) それとの関係で私から追加の質問ですけれども、ネタニヤフ首相については、ガザの侵攻で市民の飢餓を創出して戦闘に利用するなどした戦争犯罪と人道に対する罪で逮捕状が出ていると思いますが、検察官の捜査というのは、ガザ地区に行きやるとするのは難しいと思うのですけれども、逮捕状を出すまでの証明、probable cause までの証明というのはどういう証拠によってなされたのでしょうか。

(赤根) パレスチナに関しては私は予審でやっていないので、具体的な証拠とかはわからないのですけれども、その国に行けないことというのはほかの事件でも結構あるのですよね。どうやって捜査をするかという、一つは、例えば航空写真とか。例えば、ある国で村が襲われて、その村が壊滅状態になったというような事案が起きたとすると、その事件が起きる前の村の状況と起きた後の航空写真を比べて、「全部潰れていますね」というようなことで証拠にする場合もありますし、あるいは、そこから逃げてきた人たちから話を聞いて、具体的な状況を聞き取る場合というのもよくあります。あるいは、協力してくれる国からの情報で、これを事実として、情報としてそれを入れていくということもあります。逮捕状の段階では、まだ情報というのかなり力を持っているといったほうがよいかもしれませんけれども、それなりの証拠、reasonable ground がないと逮捕状は出しません。ですから、必ずといってよいほど関係者からの聞き取り調書などは使われていると思います。

(司会) 次の質問です。「ICC での経験やこれまでの経験で、現在の日本が国際的に評

価されていると思われる点と、今後存在感を示していくための課題としてお考えのことをお聞かせいただければ幸いです」ということです。

(赤根) 私も繰り返し言っていますけれども、日本がずっと「法の支配」というのを標榜して、東南アジアとかアフリカとか中南米とかにいろんな支援とか技術援助、JICAなどもやっていますし日本の法務省もやっていますが、そういう長い支援が非常に評価を受けていて、要するに、自国のためというよりはその国のためにする協力関係、これが非常に高い評価を受けています。最終的には日本の利益にもつながっているのでしょうけれども、目先のことではなくて、その国を支援することによってお互いが豊かになる。そういうことに対して高い評価を受けている。あとは平和主義ですよね。平和主義に関しても高い評価を受けています。

それから、今後存在感を示していくための課題ということに関しては、まだまだ海外で活躍する日本人が非常に少ない。これだけ立派な実務家、研究者がたくさんいるのに、もったいないなということを非常に強く感じています。いろんな国際機関でも、トップを取るということをもっともっとやっていくべきだというふうに思います。そのためには、やはり裾野を広げるという必要も十分あると思います。

(司会) 次は短い質問ですが、「ローマ規程で足りないとする法制度はありますか？」。

(赤根) いっぱいあります。例えば、日本には執行猶予制度というのがありますけれども、ローマ規程にはないのですね。あと、無罪になった場合の刑事補償制度もほぼないのです。よほど重大な過失がない限り、10年拘束されて、無罪で釈放されても、何らの補償もないというようなこと。それから、細かい手続規定ではいっぱい足りない点がありますね。公判をやっているつくづく思います。

(司会) それ以上になると専門的になるので、次に行きます。次はなかなか答えも難しいと思うのですが、「現在司法試験に向けて勉強しております。日本で弁護士として働いた後で国際分野での活動を目指す場合に、具体的に何をやるかにもよるとは思いますけれども、日本で就職する際にどのような弁護士事務所、規模感とか扱う事件の内容などが適していると思われますか？」ということで、これはなかなか千差万別なのでお答えににくいと思いますが。

(赤根) そうですね。私も弁護士をやったことがないです。ただ、今日本の弁護士が、インターンとか、あるいはビジティング・プロフェッショナルとして ICC に結構来てくれるようになったのですよね。その人たちの経歴を見ると、大手事務所の方が多いですね。大手事務所は弁護士さんをしばらく外に出す余裕があるからかなとは思っているのですが、それでも、それが小さい事務所だからできないというものでもないと思いますし、就職する際には「そういう希望があるんだよ」ということで、どこか事務所を探されればよいのではないかなとは思っています。

(司会) 法整備支援などで国際的に活躍された人で、もう個人事務所みたいな所からスタートしている人たちもいるし、本当に千差万別なのでしょうね。

次の質問は、「サイバー攻撃や国家ぐるみの偽情報キャンペーンなど、物理的な軍事力以外の非対称的な攻撃が多発する現代において、現在の ICC の法的枠組みでは最も限界を感じている点、あるいは早急にアップデートすべき制度的欠陥はどこにあるとお考えでしょうか?」と。要するに、core crime で捉えきれない、いろいろなキャンペーンが行われているけれども、そういうものはどういうふうに対応していくのでしょうか、みたいな話でしょうか。

(赤根) これは、こういう時代ではあるのですが、例えばアフリカもそうですし、アジアの一部で起きている、ミャンマーなどの事件もそうですけれども、まだそれ以前の、20世紀的な戦争が多いのですよね。あと、専制君主的な犯罪も、20世紀的なものがまだ多い。これからいろいろと違うものが出てくるのかもしれませんが、それらを考えて法改正していくのはまさに締約国なのです。ICC そのものにはできないことです。ですから、そういう意味では、締約国が、どういう形でローマ規程を改正していくべきかという観点からいろんなご意見を出していただくというのが一番だと思っています。今すぐに改正しなければいけないものがあるとは、ちょっと私には思えないというか、まだまだ旧態依然たる戦争犯罪が多いなというふうに思っています。

(司会) 次は質問というよりはコメントですが、「日本の法律事務所からアフリカ・ケニアの法律事務所に出向している弁護士です。質問ではないですが、アフリカ関連の事件が多く、司法制度が整っていない場合が多いアフリカの国々において、ICC の存在意義はとても大きいと改めて感じました。これからも存続していただきたいと強く願います」ということです。

(赤根) ありがとうございます。ただ、西アフリカの国々が今軍事政権になってしまつて、「ICCなんか要らない」という方向に動きかけているのですよね。ですから、はっきり言うと、例えばAU(アフリカ連合)などが中心になって、「いや、ICCは重要なんだよ」ということで引き止めていただく方向に動いてくれないかなとは願っています。

(司会) 結構赤根さんもアフリカに行かれていますとかいうお話をされていますよね。

(赤根) はい。私はアフリカが大好きなので、ケニアにも何回も行きました。

(司会) 次は非常に人間的な質問なのですが、「犯罪を犯す人にも様々な背景があると思いますが、これまでいろいろな被疑者を審判してきて、戦争犯罪や人道的な犯罪を犯してしまった人というのはどのような背景を抱えた、どのような人だと感じていらっしゃるでしょうか?」ということです。

(赤根) もちろんいろいろですけれども、例えば、先ほどもちょっと出たオングウェンという人は、最終的には非常に悪いことをしているのですが、もともとは村からさらわれて、子ども兵士として使われて、その中で生き残っていく中でそれが身についてしまった気の毒な人でもあるわけですね。ですから、弁護人はその点を非常に主張して、「刑を下げる」というようなことも言っていました。我々は、それはわかるのだけれども、最終的にやったことの重大性ということを中心に考えざるを得ないのかなと。他方で、やはり人間なので、そういうことも十分に考えていかなければいけないし、その意味では、戦争というものがいかに犯罪者側も被害者側も苦しめているかということは忘れてはいけないと思っています。

(司会) 次の質問は、「予審裁判についてですが、弁護人の役割が重要であることは日本国内の刑事裁判と同様かと思いますが、ICCの予審裁判における弁護人にはどのような方がなっておられるのでしょうか?」。

(赤根) これは、予審に限らず、ICCの事件をやる弁護士さんたちというのがグループとして結構あります。多くが、ICCBAと呼んでいるのですけれども、ICC Bar Associationという団体に入っていて、いわゆる国際刑事裁判に詳しい方々なのですね。ICCが弁護人の

資格があるということで登録している弁護人が 800 人ぐらいいて、その中の多くが ICCBA に入っているという感じなのですが、基本的にはいろんな国の弁護士さんですね。ですから、いろんな資格の取り方があるので、まさに日本の場合と違って千差万別、玉石混淆状態ではあるのですが、いわゆる弁護士さんがやっています。

(司会) 日本人の弁護士はいるのでしょうか。

(赤根) 2 人ですね。ただ、実際の裁判に登場されたことはないです。なぜかという、基本的に、被疑者としては自国語がしゃべれるような弁護人を選ぶことが多いわけですね。それで、日本人の被疑者が出れば日本人にということになると思うのですが、その可能性は今のところまずないので。

(司会) 次の質問は先ほどのことでもうお答えになっていると思いますが、「ローマ規程の改正自体は可能なのでしょうか？」ということです。

(赤根) はい、可能です。締約国が最終的に決定すれば。ただ、結構ハードルが高いのですよね。これ自体も改正規定がローマ規程にあって、かなり複雑です。条文によって若干違いますし、その後のラティフィケーション（批准）というのが必須になるようなものもありますので、簡単には変えられない仕組みになっています。日本の憲法改正よりも難しいかもしれません。

(司会) 次は、IBA（国際法曹協会）に所属している弁護士だと思いますが、「戦争犯罪者と付随する暗号通貨を含んだマネーロンダリングなどの資金犯罪が欧州やロシアで監査により確認されていますが、仮想取引所や仲介人は対象になりますか？」ということです。

(赤根) これは、その戦争犯罪にどう関わったかによるのですよね。その戦争犯罪を例えば幫助したということになればマネーロンダリングであろうがブローカーであろうが対象にはなり得ると思うのですが、この書かれた内容だけではちょっと判断しかねます。そういう人たちが絶対ならないということはないのですが、実際の戦争犯罪にどういう形で荷担したかによるということです。

(司会) これに関して言うと、ICC のローマ規程の犯罪ではなくて、アメリカもロシアに

対する経済制裁を課して、その経済制裁逃れのためのマネーロンダリングというのはアメリカの法律で罪になっているので、これは欧州等の引渡し条約等があるので、おそらく世界管轄をもって施行されるのではないかと思います、戦争犯罪そのものではないですね。

次は、「事実関係がはっきりしているわけではないのでお答えは難しいと存じますが、報道されているエプスタイン事件のようなものは、その規模によっては人道に対する罪に当たり得るのでしょうか？」。

(赤根) これはいいですね。これは個人の犯罪ですね。

(司会) ジャニーズもならないですね。

(赤根) エプスタインの事件は、ならないですね。人道に対する罪は非常に大規模なものか、組織的なものが必要なのですよね。これには共犯者はいるかもしれませんが、その組織がかなり大規模で、かつ広範にわたるもの、支配的なものでないといけないので、国際的にいろいろ幅があるというだけではちょっと難しいと思います。

(司会) 次は、これはちょっと答えにくければ、もうそういうふうにおっしゃっていただければよいと思いますが、「先の衆議院選挙で、現総理ないし政権を後押しする流れとなっているように思います。刹那的な正義を実現しようとする米国との関係として、総理・大統領間の現在高い親密度とのバランスを踏まえたとき、人道に対する行為についてどこまで批判的な意見を打ち出せるのでしょうか？」ということなので、ちょっと難しいですね。

(赤根) そうですね。これは政治の話なので、私の管轄下ではない話です。

(司会) そうですね。できればトランプの制裁を取り下げてもらおうように動いてもらうのが一番よいと思いますけれども。

今チャットに入っている質問はだいたいお答えしました。

(赤根) もし質問がなければ、私のほうから一つ言いたいのですが、このオンラインは非常にありがたいのですけれども、本当は皆の面前で話をしたい。しかし、今はロシアの

関係があるので、日本に帰ったときに非常に警備が厳しくて、なかなか会場に行けないことが多いのです。それが私としては非常に辛い状態です。それこそ、日本の中で例えば拉致だとかいうことが起きるとは思っていないのですが、そういうことを改善していただいて、皆さんと直接話ができたらよいなというふうにいつも思っています。

(司会) 赤根さんは日本に来て、だいたいSPが付いて、行動が非常に制限されていますし、去年(2025年)国連本部に入って演説をした時も、結構アメリカの入国手続等が大変だったと聞いておりますけれども。

(赤根) ビザの関係があって、アメリカも全体的に入国に関して厳しい方向に動いているのですけれども、ICCに対しては特に厳しいので、今後国連の関係で行く場合にも、本当に行けるのかなという不安はありますね。

(司会) もしどなたも質問がなければ、私のほうから一つ。国際刑事裁判所は18名の裁判官がおられて、アジア、アフリカ、西欧等、中南米、いろんな国から来られていて、その裁判官でいろんな議論をされている中で、以前赤根さんは、ある雑誌で「裁判官との対話の中で西欧と東洋の文化の違いのようなことを感じた」というような話があったと思いますが、ちょっとそんなところをお話いただけますでしょうか。

(赤根) この間のミュンヘン安全保障会議の時も思ったのですけれども、とにかくヨーロッパ中心の世界というのが当たり前になっている。アジアにいとそういうふうには感じないのですが、当たり前になっている彼らの言う正義というのが正義なのだというふうに、押し付け的な考え方を持っている。例えば人権ということに関しても、二義を許さない、「これが正しいのだ」という方向に行きがちの人もある。アジアの人たちはもうちょっと柔軟に、「いや、いろんなことがあるよね」と。例えばですけれども、まだ鞭打ち刑がある国というのがイスラム教国を中心としてあります。これ自体はそんなに望ましいとは私も思っていないのですけれども、それ自体がローマ規程にある例えば torture (拷問) だと決めつけてしまうようなことは、西欧の人に多いというふうに思います。そういう点がちょっと違うかなと思います。

(司会) そういう意味では、ICCの締約国でアジアの国はまだ少ないですね。その辺についてはどうなのでしょう。

(赤根) 少なくとも ASEAN の国々は全て入ってほしいですね、本当は。そうでないと、やはり存在感があまりにも薄い。締約国会議の時にも、アジアの国々で発言するのは韓国と日本ぐらいですね。そういう意味でも、ちょっと寂しいと思っています。

(司会) 最後の質問です。「貴重なお話をありがとうございました。たいへんな重責の中にお仕事されていると思います。抽象的な質問となりますが、何を大切にお仕事をされているのか、何が頑張る力となっているのか、ご教示いただけたら幸いです」。

(赤根) 今は、やはり ICC というのは、単なる一つの裁判所ではなくて、世界における「法の支配」の砦なのだという気持ちをずっと持っているということですね。職員たちも、そう思ってやらなければやっていられないぐらいの重圧なわけです。ですから、一応トップとして選ばれた以上は、それを体現するように行動しなければいけないと。それを大事にしています。

それから、頑張る力というのは、まさにこういう席で、日本人の方々と対話をして、皆さんから「頑張ってくださいね」と言われるのが一番うれしいですね。日本人として、やはり日本人の人たちに支えられているのだという気持ちが何とか頑張る力になっていると思います。

(司会) では、時間になりましたので、赤根さんの講演はここで終わりにさせていただきますと思いますが、赤根さんの頑張る力というのが我々の応援だとおっしゃっておられましたので、我々は単に応援する、「頑張って」と言うだけではなくて、少しずつ、どんなことでも、例えば今日のお話をさらに拡散してバタフライエフェクトをもたらすとか、あるいは、小さなことでも何か「法の支配」を進めるために僕らができることをやっていけたらと思います。

どうも長い間、皆さんありがとうございました。赤根さん、ありがとうございました。

以上

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 三橋 誠